



貴社の人材確保に向けた
誰もが働きやすい
職場づくりを支援します！

子育て環境日本一の京都を目指して！

多様な働き方推進事業費補助金のご案内

補助対象事業

- ① 仕事と生活の両立支援のための社内制度の整備、業務効率化による年次有給休暇の取得促進など、多様な働き方の推進に向けたコンサルタントの導入
- ② テレワークの導入、従業員間での業務共有化など、多様な働き方を推進するために行う情報通信機器の導入
- ③ サテライトオフィスの設置、子連れ出勤の実現に向けた託児スペースの整備など、多様な働き方の推進に向けた施設整備
- ④ 多様な働き方の理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加
- ⑤ その他、京都府中小企業団体中央会が特に必要と認める事業
- ⑥ 新たに実施する①～⑤までの取組を発信し、人材確保に繋げるために行う、PRグッズの作成、ホームページ又は求人媒体への掲載、企業説明会への出展

補助率・補助額

○中小企業等が個別に事業実施する場合：**補助対象経費の2分の1以内**(上限:50万円)

ただし 小規模企業者が個別に事業実施する場合は、補助対象経費の3分の2以内(上限:50万円)
・時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ効果測定期間における年次有給休暇取得率の10%上昇(前年同時期対比)を達成した場合は、
補助対象経費*の3分の2以内(上限:100万円) ※目標の達成のために要した経費に限る

○複数事業者が共同で実施する場合：**補助対象経費の3分の2以内**(上限:100万円)

申請期間

令和2年 4月10日(金)～12月28日(月)

※補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了する場合、あるいは希望された金額を交付できない場合がありますので、御了承願います。

趣旨

人材確保・定着の促進を目的に、従業員の仕事と家庭の両立に向け、多様な働き方の推進に取り組む府内中小企業等を支援

補助対象者

京都府内に事業所を有し、かつ、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行うものであって、以下のいずれかに該当するもの（みなし大企業に該当しないもの及び国または地方公共団体から出資を受けていないものに限る。）

ア 業種区分に応じて **A** または **B** を満たすもの（個人事業を含む）。その他の法人は、区分に応じて **C** を満たすもの

業種区分	A 資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	B 従業員基準 (常時使用する従業員の数)
① 製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧ その他の業種(上記以外)	3億以下	300人以下
その他の法人		C 組織形態・従業員数
⑨ 組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会	
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員数が100人以下の者	
⑪ 社団法人(一般・公益)	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑫ 財団法人(一般・公益)	①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑬ 特定非営利活動法人		

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

エ ア、イ、及びウに掲げるもののほか、特に京都府中小企業団体中央会が認めるもの

補助対象経費

【次に掲げる経費】

- 講師謝金 ● 施設整備費 ● 機器のレンタル、リース及び購入経費 ● 教育研修費 ● 備品購入費 ● 旅費 ● 印刷製本費 ● 役員費 ● 消耗品費 ● 委託料 ● 取組発信経費(広告宣伝費、出展費、ホームページ作成費、求人媒体作成費) ● その他中央会が必要と認める経費

※外部専門家によるコンサルティング事業に係る経費及び就業規則の作成・見直しに係る経費については、上記の単価基準を基に、補助対象経費として合計200,000円を上限とする。

補助対象期間

交付決定日～令和3年2月28日 ※期限までに、経費の支払も含め事業を完了することが必要です。

手続の流れ



申請者

京都府「子育て企業サポートチーム」スーパーバイザーに相談【任意】

※個別訪問のうえ、補助金申請のポイント等について、アドバイスをさせていただきます。
詳しくは、京都府人材確保・労働政策課までお問い合わせください。(075-414-5090)



申請者

京都府中小企業団体中央会に交付申請書等を提出



中央会

事業内容、効果について審査し、交付又は不交付の決定のうえ、通知



申請者

事業を実施し、効果を確認のうえ、京都府中小企業団体中央会に実績報告書等を提出



中央会

実績報告書等の内容を確認し、補助金の金額確定・交付(精算払)

お問い合わせ・申請先

京都府中小企業団体中央会 京都市下京区四条通室町東入ル函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

TEL 075-708-3701 FAX 075-708-3725

【受付時間】月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 9時～12時、13時～17時

申請様式は、京都府中小企業団体中央会のホームページからダウンロードできます。 <http://www.xxx>